

会

報

贈呈

'96

第135号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長、参事官等を囲む座談会 …… 2

〔講演〕 強制採尿令状—最高裁判例をめぐって— ……白神 文弘…27

〔書協実務研究室コーナー〕

地方都市における本庁所在簡裁の民事訴訟手続を利用
しやすくするための方策案と書記官事務
……全国書協高松高裁管内支部民事実務研究班…中内 篤…43

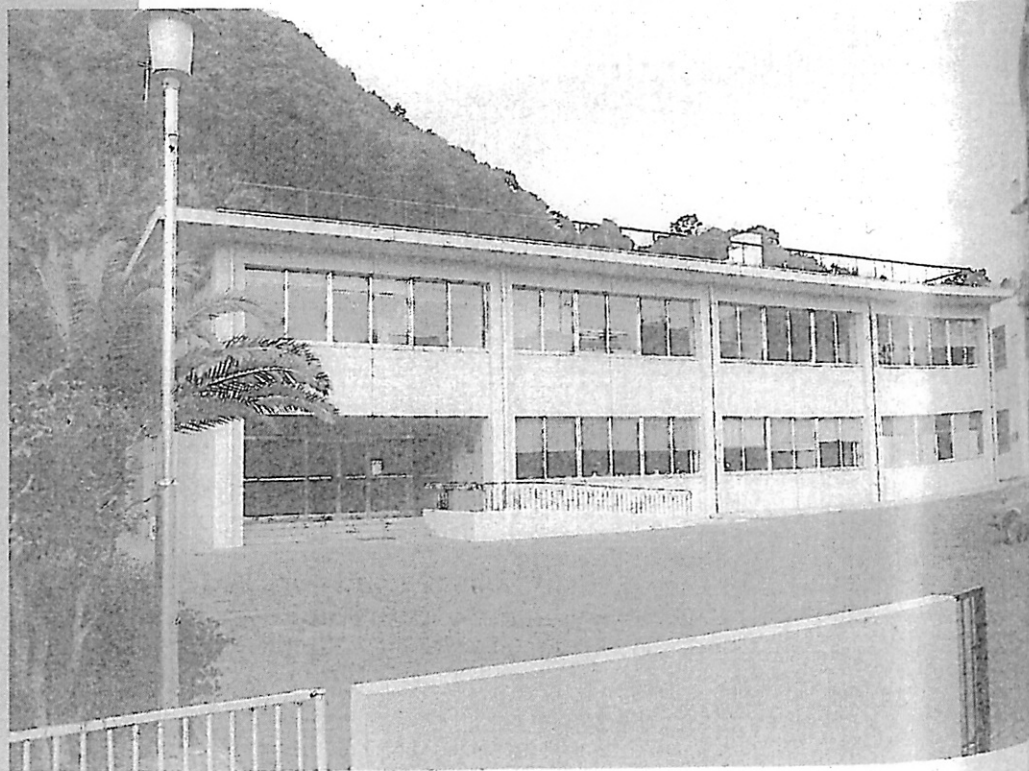
保釈請求における主任弁護人制度について
野間 久司
……全国書協鹿児島支部刑事実務研究班…下村 昇…83
立和名智子

〔国際交流〕 フランスの裁判所書記官職 ……宮崎 透…104
(1)

大韓民国裁判所見学記
北尾 和之・石川雅也
……全国書協大津支部…藤原 治・吉井英晴…109
(1)

〔国際交流だより〕 ……国際交流委員会 ……111

〔本部と支部との交流会だより〕
名古屋・高松・札幌・大阪・広島・福岡・仙台・東京各高裁管内 ……117



高知地・家裁須崎支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕 第135号

目 次

[巻頭言]	大根副会長	1
[座談会]		
最高裁総務局・人事局各課長・参事官等を囲む座談会		2
[講演]		
強制採尿令状—最高裁判例をめぐる—	白神文弘	27
[書協実務研究室コーナー]		
地方都市における本庁所在簡裁の民事訴訟手続を利用しやすくするための方策案と書記官事務	全国書協高松高裁管内支部民事実務研究班 中田 篤	43
保釈請求における主任弁護士制度について	野間久司 下村昇 立和名智子	83
[国際交流]		
フランスの裁判所書記官職	宮崎 透	104 (1)
大韓民国裁判所見学記	全国書協大津支部 北尾和之・石川雅也 藤原 治・吉井英晴	109 (1)
[国際交流だより]		
韓国の裁判所書記官について—韓国大使館崔領事に対するインタビュー—	国際交流委員会	111
[本部と支部との交流会だより]	名古屋・高松・札幌・大阪・広島・福岡・仙台・東京各高裁管内	113
本部だより	131	<編集手帖カット文字>の解説…小林保佳… 159
会報等在庫案内	133	
支部役員名簿	110	<俳句>かすみ俳句会… 130
判例要旨紹介		
民事—最高裁判所判例要旨(平成7年7月5日～11月30日)		147
刑事—最高裁判所判例要旨(平成7年7月19日)		151
下級裁判所判例要旨(平成7年1月18日～3月31日)		151
家事—下級裁判所判例要旨(平成6年1月13日～平成7年9月11日)		156
		<巻頭言カット…後藤三男(元千葉地裁)>
		<編集手帖カット…小林保佳(元長野地裁)>

とき 平成8年5月31日
ところ 東條会館別館

各課長、参事官を囲む

マ ー テ

- 一 書記官の給与上の諸問題について
 - 1 平成八年度の級別定数、特に書記官の格付関係
 - 2 書記官の少量退職期における給与上の処遇
 - 3 民事訴訟法の改正と今後の給与体系、特に調整額との関係
- 二 職員制度の検討について（参事官室の提言を中心に）
 - 1 参事官室の提言と事務総局の関係
 - 2 「裁判部の官職構成の見直しと書記官の比率の増大」の具体化が、書記官にもたらす影響
 - 3 参事官室の提言と書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化
 - 4 速記制度問題における録音反訳と書記官事務
 - 5 延滞制度廃止による書記官事務の影響
 - 6 民事訴訟法の改正問題と職員制度問題及び速記制度問題の関連性
- 三 書記官の任用上の諸問題
 - 1 民事訴訟法の改正に伴う書記官の任用上の問題
 - 2 書記官の地家裁交流
 - 3 年金支給開始年齢の引き上げと書記官の処遇
 - 四 女性書記官の処遇について
- 五 書記官の研修等に関する諸問題について
 - 1 書記官を対象とする研修の現状と見直し
 - 2 民事訴訟法の改正に伴う研修
 - 3 書記官専門研修
 - 4 パソコン研修の現状と方針
 - 5 在外研究の実施状況と今後の方針等
- 六 O A機器の活用
 - 1 パソコン利用計画の長期的展望
 - 2 書記官室用パソコンソフトの活用
 - 3 書記官用ワープロの配布
- 七 書記官事務に関する最近の動向
 - 1 民事訴訟法の改正と書記官事務への影響
 - 2 民事訴訟法の改正に伴う規則制定の動向及び通達等の改正の見直し
 - 3 刑事、家事及び少年の各書記官事務に関する動向
 - 4 不動産執行事件の激増とその対応策
- 八 総務局第三課の当面する施策等
 - 1 執務資料の刊行及び通達の改正
 - 2 裁判用能率器具等の配布状況
 - 3 裁判部事務室等用図書資料の整備

青野総務部長 本日は、お忙しい中を書記官協
 議会のために時間を割いていただきましてありが
 とうございます。ただ今から、総務局・人事局の
 各課長、参事官並びに審査官を囲む座談会を始め

させていただきます。

御承知のように、書協では毎年、この座談会の

特集 / 座談会

最高裁総務局・人事局

議会のために時間を割いていただきましてありがとうございます。各課長、参事官並びに審査官を囲って座談会をなさ

させていただきます。

初めに、当協議会の飯島副会長がごあいさつを申し上げます。

飯島副会長 本来なら会長から、ごあいさつを申し上げるべきところ、会長が体調を崩されていまして、本日出席できませんので、私が代わりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、総務局、人事局の課長、参事官並びに審査官におかれましては、大変御多忙中のところ、書協との座談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、当局におかれましては、平素、書記官の執務の在り方、あるいは処遇等につきまして、種々御配慮、御尽力いただきまして、ありがとうございます。この席をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

御承知のように、書協では毎年、この座談会の機会を設けさせていただき、書記官の処遇等の人事上の問題、あるいは書記官事務処理上の問題等につきまして、非常に有益なお話を伺わせていただいております。

この座談会は、歴史も古く昭和四〇年頃から続いていくというものでありまして、各々の書記官がこの座談会記事から情報を把握して、それぞれの時点で、書記官事務の処理について、見直しを図るなど、貴重な契機となっております。

書記官としては、これからの書記官事務の在り方に大きくかわってくる民法改正に絡んでの書記官事務問題、あるいは職員制度等の諸問題について、書記官自身が考えなければならぬ時期にあるのは当然のことです。これらの事項を含め、今回も会員から特に関心の深い、書記官

出席者			
最高裁判所側			
総務局第一課長	服部	悟	裕
同第二・第三課長	小池	宏	裕
同 審査官	志村	隆	夫
人事局給与課長	中山	康	雄
同 任用課長	金井	廣	美
同 参事官	櫻井		
書記官協議会側			
副 会 長	大根	勝	憲
同	飯島	治	夫
事 務 局 長	青木	正	恒
総 務 部 長	青野	利	正
経 理 部 長	今	富	田
企画調査部長	清水	隆	夫
編集副部長	鳥居		
書記官制度 研究会委員	富田		

の給与上及び任用上の諸問題等についても、この機会に当局の施策や方針をお伺いして、考えるための資料として、広く会員に提供し、今後の書記官事務のより充実発展のために役立てていきたいと考えております。

今回も座談会のテーマは多岐にわたっておりませんが、どうぞよろしくお願いたします。

青野総務部長 それでは、これからの進行は書協側の企画調査部長の清水が担当しますのでよろしくお願いたします。

清水企画調査部長 企画調査部長を担当しております清水でございます。これからの進行は、私が担当して進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

一 書記官の給与上の諸問題について

1 平成八年度の級別定数、特に書記官の格付関係

清水企画調査部長 書記官の給与上の諸問題から入らせていただきます。

まず、平成八年度の級別定数、特に、書記官の格付関係についてお聞かせください。

中山給与課長 それでは、級別定数の改定状況とその運用方針について、書記職を中心として、

その概要を説明することになります。



(中山給与課長)

(1) 級別定数の改定状況

平成八年度の級別定数の改定については、職員の大規模退職の影響による若年化の問題や依然として続いている厳しい財政状況を背景として、財政局がこれまで以上に厳しい姿勢で臨んできたため、折衝は極めて厳しいものとなりました。しかし、前年度以上に重点を絞って折衝に当たるとともに、前年度以上の実績を確保することができました。特に、三年連続して主任書記官の増設を実現できたことは大きな成果であると考えております。

以下、それぞれの級ごとに改定状況の概要を説明します。

ア 一級以上関係

平成八年度は、地裁首席書記官一の一級切上げが認められました(一一級首席書記官一―地裁一〇〇ポスト中一五、家裁六三ポスト中九)。

また、指定職ポストの拡充については、従前から重点項目の一つとして折衝しておりまして、高裁事務局次長について五年連続で札幌高裁に認められました。これにより、高裁事務局次長のポストが指定職ポストとなりました。

なお、一一級切上げでは、このほかに地裁事務局長及び家裁事務局長について、それぞれ一〇切上げが認められました(一一級事務局長―地裁五〇ポスト中二六、家裁五〇ポスト中一七)。

イ 一〇級関係

地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大についても引き続き努力した結果、平成八年度は三(前年度四)の切上げが実現しました。この結果、地・家裁首席書記官合計一六三(一一級一四、一〇級一七六、九級一六三)のうち一〇級以上は、一〇〇(六一・三%)となりました。

一〇級は、行政省庁では、地・家裁に相当する府県単位機関では「特に困難な事務を所掌する機関の長」についてのみ認められる高い格付でありませんが、地・家裁首席書記官について認められたことは、書記職が裁判部門の基幹職種であることや裁判部門の長としての従来からの格付の高さが評価された結果であると考えております。

さらに、大規模庁の地裁次席書記官について、一〇級切上げが一認められました。地裁次席書記官については、裁判部門のナン

ポストのポストであることか、九級切上げであつ

八九ポスト中五六(六二・九%)が九級以上に格

性はますます増大するところでありますので、今

パー2のポストであることから九級切上げであっても多くの困難があるところ、一〇級の切上げが認められたということは、大きな成果であると考へております。これで一〇級の地・家裁次席書記官は合計四となりました。

なお、このほかに地裁事務局次長についても一の切上げが認められました。

ウ 九級関係

平成八年度は、地裁次席書記官について六（前年度五）の九級切上げを実現することができました。

そもそも九級は、行政省庁では、「困難な業務を所掌する府県単位の機関の長」についてようやく認められる格付であり、裁判部門のナンバー2の立場にある次席書記官をこれに格付をするには種々の困難がありました。折衝を重ねた結果、昨年度を上回る切上げを実現することができたことは、一〇級切上げと併せて、極めて大きな成果の一つであったといえます。

また、次席書記官の増設が昨年度の横浜地裁に引き続き福岡地裁で認められたことも、大きな意義があるものと考えております。

このほかに地・家裁事務局次長について四の切上げと大阪地裁事務局次長一の増設が認められました。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、

八九ポスト中五六（六二・九％）が九級以上に格付けられ、また、地・家裁事務局次長については、一一六ポスト中九五（八一・九％）が九級以上に格付けられることになりました。

エ 八級以下関係

八級以下の定数改定折衝における大きな成果は、主任書記官について二一の増設が認められたことです。主任書記官ポストの増設については、

平成六年度に二〇年ぶりの増設要求に踏み切り、平成六年度、七年度と二年続けて一八の増設を獲得したところですが、本年度においては、毎年書記官の増員が実現してきている（六年度五〇、七年度五三、八年度五五）ことを踏まえ、少量退職期における書記官の昇任ポストの確保の必要性という観点から、更に要求数を拡大しました。

増設の折衝は、主任書記官が格付において本庁課長なみのポストであるため極めて厳しいものでしたが、事件が増加し、その内容もより複雑化し、裁判所書記官の役割がより一層重要となっていること、その管理・調整の必要性も増大していること等を力説した結果、従前実績を上回る増設を実現するという大きな成果を上げることができ、この結果、ここ三年間における主任書記官の増設数は合計五七となりました。

国民の負託にこたえ、より一層の適正迅速な裁判を実現するためには、裁判部の充実強化の必要

性はますます増大するところであり、今後引き続き増設に向けての努力を続けていきたいと思います。

このほかの折衝においては、大量退職期を経過したとしてあらゆる官職及び級にわたって定数回収を迫られるという状況下で、当局としては、何とか定数回収を防ぎつつ、逆に少しでも定数の改定を実現するよう努力したところであります。その結果、書記職については、前年度と同様、一切切上げが認められないという厳しい結果とはなりましたが、引き続き定数回収を回避する形で決着するという成果を収めました。その他の官職、級については、八級こそ九（前年度一〇）と前年度を下回ったものの、七級については一七（前年度一六）、六級については二六（前年度二四）と前年度を上回る切上げを実現しました。

(2) 昇格の運用

ア 九級以上について

九級以上の昇格運用については、定数状況にらみながら、庁の規模等に従って標準ポストを設け、これに就いた者については、他との均衡を考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を実施し、それ以外の比較的規模の小さい庁の場合にも、当人のいわゆる属人的要素の伸びや退職時期等を勘案しながら積極的に昇格を実施しております。

イ 八級以下について

書記官八級以下の昇格基準については、基本的には前年度と同様の方針で臨んでいます。参事官室の「提言」を受けて、書記官についても、職責の拡充に応じた処遇を図るため、昇格水準を検討する必要がありますと考えております。

2 書記官の少量退職期における給与上の処遇
清水企画調査部長 ありがとうございました。

次に少量退職期を間近に控え、定数状況はどのように推移しているかお聞かせください。

中山給与課長

(1) 現在の定数状況

大量退職が進行したことにより、裁判所職員は大幅に若返りました。この結果、級別定数構成と現在員とのギャップが広がり、概括的に言えば、上位の級の定数に相当の空きが出ている反面、下位の級では相当数の過員が出ており、上位級の定数を下位級に流用しているという状況にあります。

財政当局からは、このような年齢構成の変化を背景に、定数の回収（＝定数切下げ）を強く迫られてきているところでありますが、定数がいったん回収されてしまうと、将来、定数を必要とする時点で回収された分だけ再度切上げを求め、これが認められる保証があるわけではありませんが、したがって、将来の処遇の一貫性を確保する

観点から、現時点での回収はできる限り回避し、仮に、回収に依りざるを得ないにしても、それを最小限に食い止めるという姿勢で財政当局との折衝に臨んでいるところであります。

こうした定数状況にあって、大量退職期を経過し、少量退職期への転換を迎えた現在における昇格運用については、大量退職期に大量採用した職員が昇格の検討対象となつてきております。

書記官については、大量退職期に大量に任官した層が四級及び五級の定数配布の検討対象となつております。このため、この数年の書記官四級及び五級の配布数も急激に増加し、書記官在職者自体も三級中心から四級中心にシフトしてきており、徐々に五級にシフトしつつある状況になっております。

(2) 少量退職期における定数状況等

前述した大量任官の書記官層はこれから上位の級へさらにシフトしていくことになるため、これに伴い今後到来する本格的な少量退職期に向かって、定数状況は急激に逼迫していくことが予想されます。

書記官の昇格水準についても、かつての大量退職期に入る前の水準と比較すれば相当改善されたものになっていることから、現在の級別定数を前提にすると、少量退職期には現行の水準を維持することも困難になりかねないと予想されます。ま

た、本年度、財政当局の強い定数回収要請に対抗して定数の回収を回避することができましたが、上位の級の定数に空きがあることのみをもって一挙に昇格水準の緩和をすることは、将来の処遇の一貫性を維持する必要があるため、安易に行うことはできません。

以上述べたことは、主として、ポストと関係なく昇格可能な級における状況であり、ポストに就くことが前提となる主として八級以上の級への昇格についても、ポストに就く時期が現在より遅くなることは必至であり、それに伴い昇格時期も遅れてくることは避けられない状況であります。

(3) 少量退職期に向けての対応

このような少量退職期における閉そく状況を迎えるに当たっては、定数回収を回避し、主任書記官等の昇任ポストの定数拡大をより一層進める必要がありますが、更に、民事訴訟法の改正や参事官室の「提言」を受けての裁判所職員制度の見直しを踏まえて、財政当局に対して書記官の処遇改善に関するどのような予算上の主張をすべきか、また、どのような昇格運用の方策を採っていくべきか等について、十分に検討していく必要があると考えております。

3 民事訴訟法の改正と今後の給与体系、特に調整額との関係

清水企画調査部長 民事訴訟法が改正され、書記官の権限が拡大されると、責任も重くなると思われますが、先に調整額の見直しがなされました。改正後の見直し及び方策についてお伺いします。

中山給与課長

(1) 今年の一月一日から実施された俸給の調整額の見直しの内容は、おおむね次のとおりです。

ア 調整数一当たりの調整基本額は、同一の級では同額とし、各級の中位号俸の三%相当額とする。ただし、その額が俸給月額の四・五%を超える場合には、当該俸給月額の四・五%相当額とする。

イ 俸給月額の改定が行われる場合（ベースアップ等）には、必要に応じ、調整額を改定する。

ウ 実施日（平成八年一月一日）現在で仮に計算した旧調整方法による俸給の月額（俸給月額と調整額を合算したもの）は保障する。実施日（平成八年一月一日）以後に調整数変動した職員及び新たに調整額を受けることとなった職員（書記官任官者等）についても同様とする。

(2) 今回の見直しに関して、人事院は、①昇給率に比べて調整額の水準が高すぎる、②定率部分があるため上下配分上の不均衡が生じているという問題意識から算出方法を見直すものであり、職務評価を変えるものではないと述べておりまし

て、調整額の見直しは行われませんでした。

書記官事務については、民事訴訟法の改正により、審理充実事務に一層の関与が必要とされ、いわゆるコートマネージャーとしての役割を果たすこととなり、また、新たな権限事項を設けられたりするなど、今後ますますその内容が高度化することが予想されます。

今後、仮に俸給の調整額について改定に動きがある場合、その内容が裁判所書記官の職務評価の低下につながるようなときはもとより、直ちに職務評価の低下とはいえないとしても調整額が大幅に減額となるようなときにも、前回（五五年）及び今回と同様に、人事院に対して適時適切に対応していきたいと考えております。

二 職員制度の検討について（参事官室の提言を中心に）

1 参事官室の提言と事務総局の関係

清水企画調査部長 どうもありがとうございます。それでは次に去る三月一日に人事局参事官室から提言がありました。その提言を中心に職員制度の検討についてお伺いします。

事務総局が参事官室の提言を受けた形になっているようですが、今後、事務総局は、提言に対してどのような対応を採るかお聞かせください。

中山給与課長 参事官室は、職員制度全般につ

いて、従来の考え方を見直し、その改善に向けた本格的な検討を集中的に行うため、平成六年一月に事務総局に対し諮問機関の立場に立つものとして設置されたことは、既にお話ししたとおりです。

参事官室では、裁判所職員制度の検討を、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現して国民の負託に応えるため職員制度はいかにあるべきかという視点から、組織の更なる活性化、国民に対する司法サービスの一層の向上に向けて、執務態勢を含めた裁判所の組織の在り方全般について、職員の処遇もみながら中長期的視点で検討を進めてきました。その間、各地の裁判所の職員等から意見を聴いたほか、全司法本部の対応メンバーの間でも率直な意見交換を重ね、それらの結果も踏まえ、「中長期的観点に立った職員制度に関する提言」及び「中長期的観点に立った職員制度に関する提言」の補足説明」としてまとめ、本年三月一日に参事官室から事務総局に提出されました。その提出を受け、事務総局では全職員に対し配布のうえ周知したところであります。

参事官室は、先ほどお話ししたとおり、事務総局に対して諮問機関の立場に立った上で検討を行い、提言を提出したものであります。今後は、事務総局としては参事官室提言にありますように、既に事務総局を中心に裁判所が取り組んでいる様々な政策課題との関連を踏まえながら提言内容

の相当性や実現可能性、具体的な実現方法等について本格的な検討を行っていくこととなります。

2 「裁判部の官職構成の見直しと書記官比率の増大」の具体化が、書記官にもたらす影響
清水企画調査部長 裁判部の官職構成を見直し、書記官の比率を増大させるといふ提言ですが、部の構成、職制等ほどのような姿になる見通しなのか。また、それにより書記官に関してどのような影響があるのかお伺いします。

中山給与課長 参事官室の提言では、国民の司法に対する負託に應えるため、より一層の適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判の実現を目指し、裁判部を充実強化するため、これまで以上に裁判官の増員を図るとともに、裁判部の官職構成を見直す中で書記官の比率を大幅に高めることとし、裁判部(訟廷庶務係を除く)は、原則として裁判官と書記官(及びその他の専門職)で構成することを提案しております。

これらの官職構成の見直しを含め、書記官比率の増大等については、今後、事務総局の各部署において具体的な検討を行っていくものであり、現時点で、部の構成、職制等がどのような姿になる見通しか、また、それに伴って書記官事務にどのような影響が出てくるかについては、具体的なお話をできる段階ではありません。

ただ、仮に参事官室の構想とおりに実現される

ことになった場合には、裁判部は原則として裁判官と書記官(及びその他の専門職)で構成されることとなりますので、個々の部について、その仕事の内容を勘案しながら具体的に考えていけば、官職構成の見直し後の部の構成の姿はおおむね推測いただけるのではないかと考えております。その場合の書記官事務への影響の点については、いろいろ考えられますが、供述録取事務の在り方や書記官の配置について見直しを行うことにより、

全体として書記官の能力が最大限発揮されるよう配慮していく必要があるものと理解しております。また、このような見直しに伴って裁判部における職制の在り方についても必要に応じて検討していくことになるものと考えております。

清水企画調査部長 書記官が増加すると、書記官の質の低下をもたらす、ひいては、書記官の地位の低下を招くおそれはないかお聞かせください。

中山給与課長 裁判部の官職構成の見直しと書記官比率の増大については、今後、事務総局の各部署において、具体的な検討を行っていくことになることは、先ほどお話ししたとおりですが、仮に書記官を大幅に増加するとした場合でも、書記官の質の低下をもたらすようなことがあつてはならないと考えております。もっとも、若手事務官

の能力、資質を考えると、そのような心配はないものと考えております。

今回の参事官室の提言は、将来にわたる裁判所の人的態勢の充実を図ることが不可欠であるとの立場に立った上で、書記官比率の増大を提案し、かつ、将来の書記官の職務内容としても、将来とも要領調書の作成を中心とする公証官としての役割を基本としつつ、裁判官の右腕として訴訟等の円滑な進行を支えるコートマネージャーとしての役割の拡大強化を提案しています。このように、将来裁判所にとって書記官の役割が一層高まることは明らかであり、書記官の職務評価改善の糸口となることも期待できることであり、職務評価の低下をもたらすようなことはないものと理解しております。

3 参事官室の提言と書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化

清水企画調査部長 どうもありがとうございます。次に書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化の必要性及びそのための方策が掲げられていますが、具体的にはどのような書記官像を描いておられるのか、また、公証官としての役割との関係はどうなのかお伺いします。併せて書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化自体は、書記官の職務評価の向上のため結構なものではありますが、その実現に当たっては、

種々の隘路があると思われま。具体的実現策はどういうものであるのかお聞かせください。

小池第二・第三課長

ア 具体的書記官像

参事官室の提言は、将来の書記官事務の在り方について、「将来とも要領調書の作成を中心とする公証官としての役割を基本としつつ、民事、刑事、家事、少年いずれの分野においても、裁判官との密接な連携のもと、当事者等との接触を通じて訴訟等の進行に必要な様々な情報を収集管理し、訴訟等の円滑な進行を支えるコートマネージャーとしての役割を拡大強化する。」とされています。



(小池第二・第三課長)

総務局としては、この提言を受けて、これから、将来の具体的な書記官像を検討していくこととなりますが、現時点では、次のように考えています。

民事については、改正民事訴訟法案において、裁判官の命令によって、書記官が、補正を促したり、釈明を求めたり、事情を聴取したりすることが明文化されていますが、これからの書記官像と

しては、これらの権限の下に、これまで全国的に広がり見せてきた審理充実事務を更に押し進め、訴訟、答弁書、準備書面等を十分に読み込み、争点を押さえた上で、弁論期日や証拠調期日を充実させるための準備に力を注いでいく書記官が期待されます。

また、刑事については、訴訟関係人と積極的に連絡を取って、適切な準備を促すとともに、関係機関等から細かく情報を収集して、訴訟関係者の打合せにも立ち会って、裁判官との連携の下に公判期日の充実化を図っていく書記官像が考えられます。

家事的書記官については、遺産分割事件等の複雑な事件を中心として、当事者から積極的に情報を収集して、事実や争点を的確に整理し、裁判官を補佐し、調停委員と連携しながら、調停や審判に主体的に関与していくことが考えられます。

さらに、少年については、裁判官の法的調査を補佐しながら、関係者や関係機関と事案に応じた的確な連携を取って、審判手続の円滑な進行を図っていく書記官像が考えられます。

なお、このようにコートマネージャーとしての役割を拡大強化することは、決してこれまでの公証官としての役割を軽視するものではありません。参事官室の提言においても、「将来とも要領調書の作成を中心とする公証官としての役割を基本

としつつ」とされているとおり、あくまで書記官事務の中で最も基本となる公証事務を的確に行うた上で、さらに、当事者との連絡調整や事前準備等も積極的にを行い、訴訟等に主体的に関与する書記官を目指すというわけです。

イ 具体的実現策

これらの書記官像を具体的に実現していくためには、今後、多くの問題を解決していかなければならないと考えられます。

まず、民事及び刑事の立会書記官については、供述調書作成事務が大きな負担になっている現状を打開しなければ、コートマネージャーとしての役割を拡大強化していくことはなかなか難しいのではないかと思います。参事官室の提言においても、コートマネージャーとしての役割を拡大強化するためにも、「民事、刑事を中心に、事件内容、供述内容に適切に対応した供述録取を行うため、供述録取事務の在り方について見直しを行う。」とされていますが、書記官の供述録取事務の負担を軽減して、コートマネージャーとしての役割を果たすための余力を生み出す必要があると考えられます。

民事については、参事官室の提言の補足説明において、書記官の関与の下に争点整理を行い、集中証拠調べを行えば、おのずと急点指向性の高い要領調書を作成することが可能となるのではない

かとされていますが、改正民事訴訟法案においては、さらに、集中証拠調べを行ったような場合に調査の記載に代えて録音テープを利用する方法も定められています。また、後ほど説明する速記制度問題における録音反訳方式は、現在、供述録取事務の在り方の問題の一つとして議論されているところです。今後は、これらの点を含めて、書記官の調書作成事務全体の総合的な見直しを検討していかねばならないと考えております。

また、家事及び少年については、書記官のコートマネージャーとしての役割を拡大強化していくためには、他職種等との関係が問題になると思われれます。現状においては、家裁調査官や調停委員に進行管理的な事務の一部を任せているような運用も見受けられますが、これからは、これらの家裁調査官等の権限との関係をうまく調整して、書記官がより積極的かつ主体的に審判や調停に関与していく方策を検討していく必要があると考えております。

さらに、民事、刑事、家事、少年を問わず、書記官がコートマネージャーとしての役割を果たしていくためには、裁判官の理解と協力が不可欠であると考えます。書記官が情報収集や事前準備を行っても、裁判官がその結果を事件の審理等に生かしてくれなければ意味がないわけですから、日ごろから裁判官と書記官の十分な意思疎通を図っ

ておく必要があると思われれます。また、書記官としても、裁判官の右腕として仕事をするためには、裁判官に信頼される書記官であることが必要となります。総務局としては、今後、様々な機会を通じて、書記官のコートマネージャーとしての役割について裁判官の理解と協力を求めるとともに、関係局や書記官研修所とも連携を取って、書記官の質の向上等に努めていきたいと考えております。

4 速記制度問題における録音反訳と書記官事務

清水企画調査部長 いよいよ録音反訳実験に入るようですが、実験開始後のスケジュールをお伺いしたいと思います。

また、速記制度問題が書記官事務にどのような影響を及ぼす見通しであるかお聞かせください。

小池第二・第三課長 平成五年から三各の速記官を含む速記問題検討メンバーを総務局に配置し、何らの予断や示唆もなく白紙の状態です速記官を取り巻く客観的状況を調査し、その状況を前提として将来の速記の在り方や裁判の逐語録需要に的確にこたえていくための方策について、検討してもらっております。

検討メンバーは、まず速記を取り巻く客観的状況を調査し、その結果を平成七年一月に「裁判所速記官を取り巻く諸問題について」と「裁判所速

記官の大量退職に対する対応策について」と題する二冊の冊子にまとめ、速記官をはじめとする関係職員に公表しました。この報告書を基に、速記管理官研究会、速記官研究会等で速記制度の在り方について意見を聴いたところ、何かたたき台を示してほしいという意見が数多くありました。

そこで、検討メンバーは、今後増大すると思込まれる逐語録需要に安定的かつ機動的にこたえ、適正迅速な裁判をしていくという観点に立ち、速記を取り巻く客観的状況を踏まえた上で、今後の逐語録作成方法としては、録音反訳方式によるのが、最も適当かつ現実的な方法であるとする方策案を「研究会資料」として提示しました。この方策案は、供述録取事務の在り方や書記官事務の在り方にも大きくかわることから、速記管理官研究会を開催したほか、書記官にも参加してもらい裁判部実務研究会等でも議論をしてきました。

そこでは、検討メンバーの方策案に対し、賛否両論が聞かれましたが、「法廷に立ち会っていない者が正確な反訳書を作れるのか」とか、「書記官の校正の負担が大変だ」とか、実際に行ってみなければ分からないとの意見もあり、議論が水掛け論の状況となっているくらいがありました。そこで、今後、実りのある議論をするためには、一度試してみても、その状況を踏まえて、録音反訳方式が裁判所において利用できるかどうかを実証的に

検討する必要があるということで、六月一〇日か

う方向性も踏まえて、この方策案を提唱していま

事務はどうあるべきか、さらに、各種制度はどう

ごろから裁判官と書記官の十分な意思疎通を図つ

速記官を取り巻く諸問題について」と二裁判所速

が裁半所において年月をきりかたきりな日

検討する必要があるということで、六月一〇日から録音反訳の検証実験を開始することになりました。実験庁は、高裁所在地の地裁本庁八庁ですが、速記官のいない支部等において実験をする必要もあるのではないかと思っております。

今回の検証実験は、法廷で供述等を録音テープに録音し、それを外部の反訳者に反訳してもらい、立ち会った書記官が校正する方法で逐語調書を作成するものです。反訳は、司法協会に委託することにしてあります。外部反訳者に正確な反訳書を作成してもらうために、立会書記官には、固有名詞や専門用語、尋問者の順番等を法廷立会時等にメモしてもらうことにしています。

録音反訳方式を行うと、書記官は、立会いメモの作成の事務や反訳初稿の校正事務等が新たに増えることとなりますが、実験部には書記官を一人又は二人増配置することにしており、また、速記官の立会時間の制約、支部における速記官不配置等の理由で今まで書記官が逐語的調書を作成することで対応していた部分についても録音反訳で対応することができるとか、要領調書で作成することを予定して尋問を実施したが、尋問途中で逐語録を作成するのが適当となった場合に対応できるというメリットがあります。検討メンバーでは、民訴法改正にも現れている、書記官が今後コートマネージャーとしての役割をも果たしていくとい

う方向性も踏まえて、この方策案を提唱していましたが、それは、このような録音反訳方式の機動性にも着眼しているのです。いずれにしろ、書記官の事務負担についても実験において検証することにしております。

最後に、速記問題の検討に関連して気になってくる点があります。先にお話ししたように、この問題は、民訴法改正や職員制度の問題とともに、書記官事務の在り方にかかわる問題です。ところで、各庁の状況を見ますと、「この問題は、速記官の問題だから自分には関係ない。」「ほっておいても最高裁が何とかするだろう。」などと考えてか、余り関心を持っていない、書記官も見受けられません。

今回の速記問題の検討は、適正迅速な裁判を実現するためには供述録取事務はどうあるべきかという側面から、二十一世紀の裁判所作りをしようというものです。そのためには、言わば裁判所全体の英知を結集する形で検討する必要があります。にもかんがみ、関係職員の意見を踏まえながら方向性を定めていくという、これまでにはない検討手法が採られたわけです。書記官の皆さんは、このような検討手法の有する意味を十分に理解していただき、一人一人が将来の裁判所の在り方を真剣に考え、適正迅速な裁判を実現するためには、書記官は何をなすべきか、そのためには、供述録取

事務はどうあるべきか、さらに、各種制度はどうあるべきか等について、自分自身の問題として議論し、建設的な提案をしていただきたいと思っております。

なお、今回の速記問題の検討は、速記官にとつては職種の在り方自体にかかわる重大な問題でもあり、検討メンバーでは、長年速記録を作成することにより裁判実務に貢献してきた速記官の方の心情面等への配慮も忘れてならないとの観点も踏まえて検討を進めてきました。このことが、速記官の人に気の毒だから議論等は差し控えるということと別問題であることはもちろんですが、書記官の皆さんも、いろいろな場で議論を進める上においては、このような点も念頭に置いていただければと思います。

5 廷吏制度廃止による書記官事務の影響

清水企画調整部長 廷吏を事務官に一本化し、法廷事務の見直しを行うという提言ですが、書記官事務に何らかの影響があるのかお伺いします。

小池第二・三課長 参事官室の提言にある「廷吏制度の廃止（廷吏の事務官一本化）」と法廷事務の見直しとは、先ほど述べたように、裁判官や書記官の人的拡充を図るとともに、裁判所の様々な事務をより一層効率的かつ適切に処理する態勢を整えるために、裁判部の官職構成の見直しをして廷吏を事務官に一本化するとともに、立会書記

官の事務処理や法廷の秩序維持等に与える影響を十分配慮し、円滑な訴訟運営を損わない範囲で法廷事務の見直しを進めることを提案しているものです。

したがって、事務総局としては、このような提言を受け、現在廷吏が行っている事務の内容を分折した上で、具体的に検討していくことにならうと考えますが、提言にありますように、「立会書記官の事務処理……に与える影響を十分配慮する」(第2-1-1(1)-イ)ことは重要な要素の一つであると考えております。

6 民事訴訟法の改正問題と職員制度問題及び速記制度問題の関連性

清水企画調査部長 民事訴訟法の改正問題と職員制度問題及び速記制度問題の関連性についてお聞かせください。

服部第一課長

ア 御承知のように、今回の民事訴訟法の改正は、現在の民事訴訟法に対して、時間や費用が掛かりすぎる、当事者にとって分かりにくい等の指摘があることを踏まえ、適正迅速な裁判、国民に利用しやすく分かりやすい裁判の実現を民事訴訟手続の面から図ろうとするものです。

これは、書記官事務の観点からは、法律専門職である書記官が、これまでの公証官としての役割に加え、裁判官の右腕として、主体的かつ積極的

に訴訟運営に関与するいわゆるコートマネージャー的役割を強化することにより、適正迅速な裁判の実現を目指すものであると考えられます。



(服部第一課長)

イ 次に、職員制度問題ですが、参事官室の提言の基本的な構想は、「国民の司法に対する負託に応えるためには、より一層適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現する必要がある」という点には、引き続き訴訟等の運営改善に努めるとともに、中長期的な観点からは、これらの施策と相まって裁判部の人的態勢を充実させることが不可欠であり、書記官については、裁判官の増員や民事訴訟法の改正に伴う期日外の準備を中心とするコートマネージャーとしての役割の拡大に対応するため、大幅に増加させることが必要である。」というものです。

また、参事官室は、同時に、このような書記官のコートマネージャーとしての役割を拡大強化するためにも、民事、刑事を中心に、事件内容、供述内容に適切に対応した供述録取を行うため、供述

録取事務の在り方について見直しを行うことも提案してあります。

ウ そして、速記制度問題ですが、「研究会資料」の冒頭に示された検討メンバーの問題意識は、「国民の期待に応え、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現するためには、中長期的な観点に立って、裁判手続、事務処理方法等の見直しを図っていく必要があるが、供述調書作成についても、裁判運営の充実を図るため、事件内容、供述内容等に適切に対応した供述録取を行い、事務量の変動にも機動的に対応していく必要がある」とあり、また、昨今の事件動向等からすると、裁判所における逐語録需要は今後も増大していくものと予想されるので、供述録取事務全般について種々の見地から見直しを図り、その充実強化に努めることが不可欠であり、逐語録作成についてもこの観点からの検討が必要である。」というものです。

また、「研究会資料」では、速記問題と書記官事務の関係についても触れられていて、「速記問題の検討、更には新しい逐語録作成方式の導入を検討するに当たっては、民事訴訟法改正の方針には現れた書記官がコートマネージャーとしての役割も果たすという方向も考慮に入れる必要がある。」と述べています。

エ 以上、御説明したところからお分かりのように、民事訴訟法の改正作業、職員制度問題の検

に加え、裁判官の右腕として、主体的かつ積極的

内容に適切に対応した供述録取を行うため、供述

うに、民事訴訟法の改正作業 職官佈局見の概

討、速記制度問題の検討は、いずれも、「適正迅速の裁判」、「利用しやすく分かりやすい裁判」を実現し、国民の負託にこたえていくために、より一層裁判部の充実・強化を図り、新たな時代に即応し得る裁判システムを構築するという共通の目的を達成するために行われているものです。

すなわち、裁判部の充実強化を訴訟手続の面から図ろうとするのが民事訴訟法の改正であり、これを人的態勢の面から図ろうとするのが職員制度問題であり、これを供述録取態勢の面から図ろうとするのが速記制度問題です。

オ また、これらの問題は、目的を共通にして、いるというだけでなく、内容自体も相互に密接不可分の関係にあるものです。すなわち、民事訴訟法が改正されても、中長期的に書記官が増員されなければ、書記官のコートマネージャー的な役割に期待するところの大きい改正民事訴訟法の描く新しい民事訴訟運営の実現は難しくなるわけですし、また、書記官が増員されたとしても、逐語的調書の作成が書記官の負担になっていくという現状を打開し、さらに、将来の逐語録の需要の伸びに対処するための供述録取態勢の見直しが進まなければ、結局、書記官は、調書の作成に追われてコートマネージャー的な役割を十分に果たすことができないということになるわけです。

カ このように、これらの三つの問題は、「裁判

部の充実・強化を目指す」という点を共通項として、相互に密接不可分な関係にあり、今後、しかるべき検討を経た上で最終的な成案が得られた場合

には、いずれも裁判所にとって、これまでにならぬ大きな改革と位置付けられるものです。その具体的実現に当たっては、三つの面における改革を柱とする裁判部の充実強化に向けた全体構想を示し、大きな枠組みで裁判事務の在り方を見直し、増大する司法需要にこたえ、「利用しやすく裁判所」を実現することと訴えて、初めて国民の理解と納得が得られるものと考えられます。

キ したがって、これらの問題は、その内容が密接不可分であるという観点から見ても、また、国民の理解と納得を得るといふ観点から見ても、相互に関連させ、一体のものとしてとらえる必要があるため、職員制度問題及び速記制度問題についても、平成一〇年一月に予定されている改正民事訴訟法の施行をにらみ、これと統合する形で討

三 書記官の任用上の諸問題

1 民事訴訟法の改正に伴う書記官の任用上の問題

清水企画調査部長 どうもありがとうございます。それでは次に書記官の任用上の諸問題に移らせていただきます。

まず、民事訴訟法の改正に伴う書記官の任用上の問題ですが、少額訴訟手続の創設や支払督促の発付を行うなど簡裁の書記官の責任がより重くなると思われますが、民事訴訟法の改正に伴う書記官の任用上の問題についてお聞かせください。

金井任用課長 現在、民事訴訟法改正案が国会に提出されておりますが、今回の改正は、書記官事務の観点からは、①書記官のいわゆる審理充実事務を法的に認知する、②裁判官が本来的な判断作用に集中できるように、必ずしも重要な判断作用を伴わず、かつ、実質的に書記官が行ってきた裁判事務を書記官権限とする、③書記官事務の合理化を図り、書記官の訴訟運営等への参画（審理充実事務への取組等）を容易にする等、これまでの審理充実事務の実績を背景に、法律専門職たる書記官が裁判官の右腕として主体的かつ積極的に訴訟運営に関与する（いわゆるコートマネージャー的役割を果たす）ことにより、迅速適正な裁判の実現を目指すものと考えるところでございます。

そのような今回の改正の中には、簡裁における少額訴訟手続の創設や支払督促の発付権限を書記官へ委譲する内容も盛り込まれておりますが、こ

れらが実現した場合、書記官がその職責を全うするためには、法的素養も含めて、より高度な事務処理能力が要求されることが予測されるところで



(金井任用課長)

民事訴訟法改正後の適切な事件処理態勢の確立のためには、首席書記官等の指導や各種研修によって事務処理能力の向上、的確な接遇等の技量の付与を行い、書記官層全体の力量アップを図ることはもとより、適材適所の配置等によって対応していくことが相当と考えられるところです。

特に、従来、簡裁にはややもすると任官直後の書記官とか比較的書記官経験の短い若手書記官が配置される傾向があるという声も聞こえますので、今後は、その庁の書記官の経験年数や年齢構成等を十分に掌握した上で、きめ細かな配置を行うべく任用上の配慮が必要になってくるものと考えております。

2 書記官の地家裁交流

清水企画調査部長 どうもありがとうございます

した。それでは次に地家裁間の書記官の交流の現状と今後の方針についてお伺いします。

金井任用課長 四、五年前から、書記官の地家裁交流に関して、現状は不十分ではないかと、

また、任用配置上のアンバランスが地家裁間に存するのではないかとということが問題提起されることとが少なくなかったところであります。

確かに、おおむね地家裁人事交流が進んでいる庁もあれば、必ずしも十分と言えない庁があり、庁によっては、「家裁しか経験のない書記官」を大量に抱えた庁もあったようです。

書記官の地家裁人事交流を阻害してきた要因としては、幾つかの要因が考えられるところです。

その内容としては、意識面と任用実態面の双方があり、それらが相互に関連しあって阻害の程度が高められるという状況もあります。阻害要因として主なものとしては、書記官の意識面からは、①地家裁書記官の意識として、家裁勤務が続くと供述録取能力が低下するのではないかと、また、地裁に戻れるか不安があるなどの意識から、家裁配置を希望しないという傾向があるのではないかと、②家裁書記官の意識として、書記官の一部に、特にベテラン書記官に、慣れ親しんだ従来の執務に安住しがちで、地裁への配置換に消極的でなかったかというふうなことがあげられます。任用実態面からは、①書研修了者や若手書記官の地家裁優先配

置傾向があったのではないかと、②地家裁とも優秀な書記官、戦力としての中堅書記官を手放したくない傾向があるのではないかと等があげられます。

人事局としても、三、四年前から、これまでの人事交流の現状や阻害要因を踏まえ、今後は阻害要因を克服しつつ、より積極的に書記官の地家裁人事交流を推進していくべきものと考え、少なくとも家裁経験しかないような書記官を作らないように、かつ、年齢や経験年数に関し地家裁で偏りが生じないようできるだけ任用配置上考慮するようになるとか、書研修了者を優先的に地裁に配置するというようなことは避けるようにと指導するとともに、書記職における若手職員のジョブローテーションの関係でも、地家裁交流を含めたジョブローテーションを推進しているところであります。その結果、昨年の四月期の書記官の異動状況を見ると、地家裁交流を含めたジョブローテーションが相当程度定着しているものと理解しております。

人事局としては、今後とも、若手・中堅書記官の育成的観点からも、地家裁交流を含めたジョブローテーションを推進していきたいと考えております。

3

年金支給開始年齢の引き上げと書記官の処遇

清水企画調査部長 年金支給開始年齢の引き上げに伴って、再任用期間の延長はあるのかどうかその見通しについて伺います。

金井任用課長 平成六年一月に、雇用、年金のシステムを人生八〇年時代に対応したものに再構築していくため、公的年金制度の改正が行われ、今後、年金支給開始年齢が六〇歳から段階的に六五歳に引き上げられることになっております。平成一三年度に六一歳に引き上げられ、三年ごとに一歳ずつ支給開始年齢が引き上げられます。平成二五年度以降は六五歳から年金が満額支給されることとなります。

この年金支給開始年齢の引き上げをにらんで、平成六年三月、公務部門における高齢者雇用に関する閣議決定がなされ、それに基づき、公務部門における高齢者雇用の推進方策について具体的な検討を進めるため、総務庁に、「公務部門における高齢者雇用問題検討委員会」が設置されました。同委員会でき引き続き検討が進められている段階であります。

一方、人事院は、昨年の報告で、公務における高齢対策として、高齢者雇用施策の基本的考え方や高齢者雇用の枠組みとして新再任用制度の検討方向を示しております。その中で、新再任用制度は、改正年金制度が実施に移される平成一三年度から段階的に実施する必要があり、一定の準備期

間を経て円滑に実施できるよう、関係法令の改正を含む所要の準備を進める必要があるとした上で、今後一年程度の間を目的に、関係各方面の意見を踏まえ、高齢者雇用制度の骨格を示すべくさらに検討を進めていくとしています。

いずれの検討状況についても、現段階で明らかにできるものはありませんが、今後の検討状況の動向を見守っていききたいと考えております。

四 女性書記官の処遇について

清水企画調査部長 どうもありがとうございます。次に女性書記官について伺います。

1 女性書記官の増加とその処遇

女性書記官が占める割合はますます増加すると思われませんが、配置等その処遇についてどのように考慮されておられるのか伺います。

金井任用課長 近年、若年労働力の減少に伴い、女性の労働力の活用は国家的な課題となってきました。これに伴って、裁判所においても、裁判所職員に占める女性の比率は年々上昇してきており、この傾向は、書記官において特に顕著であり、昭和六〇年四月一日現在の裁判所書記官における女性比率は四・〇%であったのが、平成七年四月一日現在においては、一四・九%となっております。また、書記官資格取得者における女性比率は、昭和六〇年度は一〇・六%であったのが、

平成七年度は、二〇・四%となっております。書記官の主たる給源であるII種試験採用における女性比率が、平成七年度は三二・四%であることを考えると、書記官に占める女性比率は、今後上昇し続けることが予想されます。また、行(一)職員全体に占める女性比率は、行政省庁が一五・八%(平成七年一月現在)であるのに対し、裁判所は二九・四%(平成七年四月現在)となっております。裁判所にとつて女性職員の能力活用は、組織維持の面からも重大な課題となってきました。職員の意識等の面から見ても、女性職員の高学歴化、女性の社会進出に伴う職業観・価値観の変化といった背景もあり、女性職員の育成、能力活用、ポスト登用について積極的に検討していく時期が到来していると言えます。

他方、ともすれば職務遂行の上で責任感等に問題なしとしない女性職員の存在、女性特有の横並び意識の強さから来る適正な選抜の困難性、出産・育児や老親等の看護に専念する期間における適切な対応案をとることの困難性などの問題から、女性職員に対する管理職員の意識は、その積極的な登用には少なからず躊躇があるというのが現状のように思われます。

そもそも、ポストへの運用は、基本的には、男女を問わず成績主義、能力主義により行うべきであることは言うまでもないことですが、女

性は、出産・育児といった男性とは異なる負担を負っており、それと職場との両立を図る必要があります。このような女性にその能力を十分に発揮してもらうためには、出産・育児といった、ライフサイクルに合わせた人事管理を行わなければならないと考えています。

なお、官側で女性職員の能力活用、ポスト登用の方策を検討するのは当然のことですが、他方、先ほどお話ししましたように女性職員の勤務ぶりに対して厳しい目が向けられているという実態もあります。女性職員、とりわけ法律専門職として内外から高い評価を得ている書記官に任官している女性職員は、一部にそのような批判があるということを真摯に受け止め、これまで以上にプロ意識の涵養に努めて欲しいと考えています。

2 育児休業制度と代替要員の確保

清水企画調査部長 育児休業制度の現状と今後の代替要員確保の方針について伺います。

櫻井参事官 育児休業を取得した書記官は、育児休業制度が始まった平成四会計年度には四六人（うち男性書記官一人）、平成五会計年度には三人（うち男性書記官二人）、平成六会計年度には四人（うち男性書記官一人）、平成七会計年度には七一人（うち男性書記官二人）であります。そのうち臨時的任用者の確保できた人数は、平成四会計年度が二三人（五〇・〇％）、平成五会計年度が

二二人（七二・〇％）、平成六会計年度が三三人（七六・七％）、平成七会計年度が六一人（八五・九％）となっております。



（櫻井参事官）

平成七会計年度の育児休業取得者が、大幅に増加しておりますが、これは昨年の四月一日で国家公務員等共済組合法の一部改正により、原則として育児休業手当金が支給されることになったことに伴い、増加したものと推測されるところで、育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用率は、年々上昇しているのが現状であります。

代替要員確保の方針についてはありますが、今後の見通しについては、少量退職期を迎え、とりわけ、書記官等の資格官職については、臨時的任用候補者の確保に困難を伴う事態が生ずる可能性があります。

書記官等への臨時的任用候補者の確保の方策としては、例えば、各裁判所において、所属する職員のうち、それぞれの有資格者で一年以内に退職が予定されている定年退職者、再任用終了者、自

己都合退職者等に対し、臨時的任用に関する希望の調査を適当な方法で行うことが考えられます。また、本年から、各庁において、平成三年度末退職者まで遡って退職者の退職後の動向を把握し、臨時的任用候補者の確保等に資するために「退職者カード」を作成し、職員の退職後も継続して使用し、退職した職員の動向についてデータを更新する方法を採るなど、臨時的任用に関する希望の把握をもらうよう、お願いしているところであります。

また、要員確保の一方策として、昨年七月から、従前の取扱いを変更して定年以外の事由により退職していた者を臨時的任用をする場合においても、定年退職していた者の場合と同様に、退職時の俸給月額から大幅な減額とならないような措置を執ることとしています。

その他、育児や配偶者の転勤によりそのまま勤務できない等の家庭事情により職を離れた者に対しても、積極的に臨時的任用についての情報を流すなどとして、これまで以上の候補者の確保に努めていきたいと考えております。

3 女性書記官の当直勤務の実態

清水企画調査部長 女性書記官の当直勤務の実態について伺います。

櫻井参事官 最初に、女性書記官の増加の状況について説明しますと、平成七年四月一日現在で

（以下省略）

九七三人の女性書記官があり、全書記官に占める割合は一五％弱となっており、ここ五年は、毎年ほぼ一％の割合で占有率が上がっています。最近五年間の新任の書記官について女性の比率を見ますと、平均で二〇％強となっておりますし、書記官の主な給源である二〇歳代の事務官に占める女性の比率が約四四％となっておりますので、女性書記官の比率は、これからも増加していくものと予測されます。

国家公務員の深夜勤務に関しては、男女均等待遇の例外として、人事院規則10-7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）第二条によって、一八歳以上の女子職員の深夜勤務（午後一時から翌日の午前五時までの間における勤務）が原則的に制限されています。ただ、この制限は、同条一五号で「管理若しくは監督の地位にある職員」については解除されることが定められているので、裁判所においても、このようなポストにある女子職員に対しては、宿直を命ずることが可能です。

また、同一九号の「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第一三条第一項第三号に掲げる勤務及び同条第二項の規定により命ぜられる同号に掲げる勤務と同様の勤務」により、いわゆる事件直についても、制限の対象外となることとされているので、書記官の場合には、女子で

あっても、宿直を命ずることが可能です。ただ、現実には女子の宿泊施設の設定や安全対策等種々の問題があるため、現在のところ、裁判所において、女子に対して宿直を命じている例はありません。

これに対し、女子職員に日直勤務を命ずることを禁止する法令はなく、実際にも、合同当直をしている庁を一庁とカウントすると、地・家裁本庁及び支部では約六一％の庁において、女子職員に対して日直を命じています。

先ほども説明しましたように、全書記官に占める女性の割合は年々上昇しており、しかも、完全週休二日制の導入に伴い、宿日直回数が増加しているという現状を踏まえると、男子職員の負担過重感、不公平感は、相当大きいのではないかとと思われるので、女子職員に対しても、日直勤務を命ずることを検討する時期に来ていると考えられます。女子職員も、その協力を必要とするような情勢にあることは、御理解いただきたいと思えます。

ただ、妊娠中の女子職員及び産後一年を経過しない女子職員の日直については、人事院規則10-7第六条の規定がありますが、その運用としては、母性保護の見地から、原則と例外を逆転させ、これらの女子職員に対しては、原則として日直勤務を命じないこととし、当該職員が希望した場合

のみ日直勤務を命ずることとする扱いとなっております。また、女性が日直勤務をするについての種々の環境整備への配慮も必要であろうと考えています。

五 書記官の研修等に関する諸問題について

清水企画調査部長 どうもありがとうございます。次に書記官の研修等に関する様々な問題についてお伺いします。

櫻井参事官

1 書記官を対象とする研修の現状と見通し
— 書記官研修の現状と総合研修を中心とした今後の実施計画について —

(一) 書記官基礎研修

平成八年度の書記官基礎研修は、書記官任用試験（CP試験）合格者全員（一九九人）を対象として二回（第一回は四月二日～五月三日、第二回は六月五日～七月一九日）に分けて実施します。書記官基礎研修（全一四〇単位）では、民事、刑事、家事及び少年のすべての科目を対象としてオールラウンドの研修を実施しておりますが、平成七年度からは、オールラウンド研修という特性を維持しつつ、個々の研修員が現に担当する分野についてより深い実務知識と技能を修得できるように選択コース制を採り入れました。選択コースは、全二〇単位で、「民事立会・執行コース」「民

事立会・簡裁コース」「刑事立会・執行コース」「刑事立会・簡裁コース」「家裁コース」の五コースに分かれており、いずれも研修員に好評でありました。平成八年度も選択コース制を維持するとともに、より実務に密着した内容の実践的な研修を実施する予定であります。

(二) 書記官実務研修

書記官実務研修は、平成六年度から担当職務別の職能研修として、新たに実施している研修であります。書記官実務研修は、書記官層が急激に若返ったことを踏まえて、書記官事務に必要な実務知識及び技能の一層の向上と職務意識の高揚を図るとともに、事務処理上の過誤の防止に資することを目的としたものであります。平成六年度及び平成七年度は、各庁の実情に応じて自庁研修又は高裁ブロック研修として実施してきたところでありましたが、平成八年度も未研修者の多い民事及び刑事部門については、従前と同様の方法で実施する予定です。家事及び少年部門については、対象者数の関係で平成六年度及び平成七年度とも高裁ブロック研修として実施しました。平成八年度の家裁部門については、未研修者数等を勘案して、高裁単位で実施するかどうかを決定することとしました。

ところで、書記官としての実務能力の向上を図るといふことは、短期間の職場外研修のみで目的

を達し得るものではなく、職場の管理者や先輩書記官等による日常の執務を通じての地道な指導(OJT)と自らの自己啓発に負うところが大きく、このような職場の内外における絶え間ない研鑽を心掛けることが何よりも大切といえます。

(三) 書記官総合研修

書記官総合研修(総研)は、既に御承知のとおり、主任書記官を補佐する立場にあり、各裁判所を支える中核的書記官としての役割が期待される書記官層に対して実施することを目的とするものであることから、今まで対象とされた書記官層よりも現場における経験をもう少し積んだ書記官、すなわち、ジョブ・ローテーションをその中に組み入れ、今まで二分野くらいの実務経験で総研を受けていた者を三分野くらいの経験を経た上で、この研修を受けさせる方がその目的に適うものと考え、その対象者を現行より後送りすることとし、平成七年度は不実施としました。新しい総研の科目内容については、平成七年度に総研指導官研究会を実施し、協議したところでありましたが、その結果、平成八年度からは、研修期間を従前の一・五倍の三週間(第一回は七月一五日〜八月二日、第二回は八月二六日〜九月一三日。各六三単位)に延長し、内容も一層充実したものととして実施する予定であります。

ところで、従前の総研は、例外を設けないオーラウンド研修として実施してきましたが、その結果、例えば、通常事件のみを経験している研修員にとっては、専門性の高い内容の科目について、ともすれば消化不良になったり、研修意欲が薄れたりして、必ずしも研修効果が上がらなかったのではないかと懸念がありました。また、逆に、専門分野を現に担当している研修員にとっては、研修内容が初歩的、基本的に過ぎるとの不満があったのではないかと考えられます。そこで、新しい総研では、基本的にはオールラウンド研修を維持しながら、専門性の高い科目については、基本コースと専門コースに分けて、研修員がいずれかのコースを選択して履修できるようにコース別としました。(研修人員が少ない等の事情から、選択制を採らない高裁もあります)。平成八年度には、民事科目のうちの執行、保全及び破産の実務科目並びに家事科目を選択科目(いずれも四単位)にしたところであります。

また、共通の科目では、民事の和解調書演習及び執行文演習並びに刑事の模擬公判(調書判決を含む)の三科目について即日起家が実施されるほか、事前に課題が与えられる科目もあります。

なお、新しい総研では、書記官実務に直結した科目の研究討議を行うことは当然ではあります。が、このクラスの参加者には、各部署で裁判所を

支える中核的な役割が期待されていることを踏まえ、裁判所を取り巻く状況についての理解を深めるとともに、その役割を再認識していただく必要があると考えられます。そのような観点から一般科目を大幅に新設（「職場の活性化」「情報処理」「警備」及び「共同討議」の四科目一単位）し、内容の充実化を図ることにしております。

（四）主任書記官等に関する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、中央研修で中間管理者（裁判部）研修を、委嘱研修で新任中間管理者研修を実施しております。

中間管理者（裁判部）研修は、民事、刑事及び家裁の裁判部における中間管理者（訟廷（副））管理官及び主任書記官）に対し、職務の遂行に必要な識見及び管理技法を習得させ、職務意識の高揚と管理能力の向上を図るとともに、書記官事務遂行上生じる諸問題について、研究させ、実務における指導性を発揮するに足りる実務処理能力の開発向上を図るものであります。民事及び刑事については毎年、家裁についてはほぼ隔年ごとに実施しており、平成八年度は民事部門を二回（第一回は九月二六日～一〇月四日、第二回は十二月四日～十二月二日）と刑事部門を一回（十一月二日～十一月二九日）それぞれ実施する予定であります。

また、新任中間管理者研修は、新たに課長、課

長補佐、訟廷（副）管理官、主任書記官等に任命された者に対し、職務遂行に必要な管理能力等を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員の育成を図ることを目的とするものであります。参加者は、裁判部に限定したものではありませんが、部下の育成、リーダーシップ等を内容とする科目を設けて、指導力の育成に力を注いでおります。

2 民事訴訟法の改正に伴う研修

先ごろ、改正民事訴訟法案が内閣から国会に提出されたところでありますが、今後順調に推移すれば、新法は、平成一〇年一月からの施行が見込まれております。民事訴訟法の改正は、審理の充実及び迅速化を図り、国民に利用しやすく分かりやすい民事訴訟を実現するために、現行の民事訴訟法を抜本的に見直すものであり、現在の民事裁判制度が始まって以来の全面的な大改正であります。

改正法では、例えば、従前、裁判官の権限であった督促手続における支払督促及び仮執行宣言の発付権限や訴訟費用額確定の処分権限が書記官に委譲されるなど書記官の権限が大きく拡大されることとが予定されております。さらに、書記官は、訴訟のあらゆる場面において、裁判官との連携をより密接にして当事者間の調整を図る等積極的な進行的管理事務を行うことが要請されており、書記官の担う役割は非常に重要なものとなります。

このようにコートマネージャーとしての重責を担う書記官が、新法施行後、直ちに適正かつ円滑な事件処理をしていくためには、新制度の趣旨、解釈運用等について、事前に十分に理解し、コートマネージメントの在り方等についても検討しておくことが必要であります。そこで、平成八年度には、職場で主導的立場にある書記官の参加を得て、民事実務（改正民事訴訟法）研究会を二回（第一回は平成九年一月二八日～一月三十一日、第二回は同年二月一八日～二月二一日）実施し、改正法に関する本格的な研修に備えるとともに、平成九年度以降には、質量ともに充実した改正法関係の研修を実施したいと考えております。

3 書記官専門研修

（一）民事実務（審理充実事務・供述調書）研究会

民事実務研究会は、司法研修所の裁判官実務研究会と一部合同して、実施するものであります。平成六年度及び平成七年度においても、同様の方法で審理充実事務をテーマとして取り上げましたが、参加した研究員の評判もよく、大きな成果を上げることができたと考えております。また、平成七年度には、書記官が作成する供述調書の在り方をテーマとして研究討議を行うことを主な目的とした民事実務（供述調書）研究会も実施しました。この研究会では、具体的な供述調書の在り方

についてはもちろん、供述調書を作成するためのワープロの効率的な活用方法にまで及んだ実践的な研究が行われ、その結果については、全国裁判所書記官協議会発行の会報第一三四号にも掲載されたところであります。

平成八年度には、さきの二つのテーマを関連させた上で更に発展させて、民事実務（審理充実実務・供述調書）研究会を八日間（五月一日～五月二二日）の日程で実施しました。

(二) 少年実務研究会

平成七年度には、「少年事件における書記官事務の研究」をテーマに取り上げて書記官実務研究を実施したところでありますが、平成八年度には、この結果を踏まえて、少年事件の処理についての実践的な研究討議を行うために少年実務研究会（二月一六日～二月二〇日）の実施を予定しております。

(三) 供述録取事務合同研究会

適正迅速な裁判を実現するために、民事訴訟法の改正をも視野に入れて、これからの供述調書の在り方及びそのための供述録取事務の在り方について多方面から検討する必要があります。そこで、現に供述録取事務を担当する書記官及び速記官を対象に合同で実務研究会（六月二五日～六月二七日）を実施する予定であります。

(四) 民事執行・破産事件担当書記官研修

民事執行・破産事件担当書記官研修は、民事執行事件担当者コースと破産事件担当者コースに分け、各高裁において研修ニーズに応じていずれかのコースを選択し、実施しているものであり、平成八年度も引き続き実施する予定であります。

(五) 書記官実務研究

平成八年度の書記官実務研究は、刑事及び家事の二本を実施します。刑事は「刑事手続における進行管理事務の研究」を、家事は「遺産分制事件における進行管理事務の研究」をそれぞれ研究テーマとし、いずれも三人の書記官による共同研究となります。

4 パソコン研修の現状と方針

清水企画調査部長 次にパソコン研修の現状と方針についてお伺いします。

服部第一課長 世の中の情報処理機器の急速な普及やネットワーク化の動きを踏まえて、平成七年度には、裁判所におけるOA化も著しく進展しました。

これらの新たに導入されたOA機器の利用の定着を図ることが今後の課題であり、OA研修の必要性は以前にも増して高まっているものと考えています。このため、昨年度は、書記官研修所のOA教室の端末を増設しました。これまで、OA教室においては、情報処理基礎研修及びその他の中央研修の機会を利用して、情報処理に関する基礎

技術を付与し、機器の基本的操作方法及び各庁に配布されたプログラム等の操作方法を修得させることを目的としたOA研修を実施してきましたが、今年度は、情報処理基礎研修の実施回数を増やすなど、充実化を図る方法を検討しています。

また、養成部研修においても、従来選択科目であったパソコン実習を必須科目に改め、パソコンについての基礎的知識の全般的なかさ上げを図っていく考えです。

今後、現場の要望を踏まえ、充実したOA研修を企画・実施していきたいと考えています。

いずれにせよ、書記官研修所におけるOA研修にも限りがあることから、これらを補う形での高裁ブロック研修及び既配布の機器を利用した各庁におけるOJTや自庁研修が重要になってくるものと思われまます。

5 在外研究の実施状況と今後の方針等

清水企画調査部長 次に在外研究の実施状況と今後の方針等についてお話しください。

服部第一課長 一般職の外国出張については、若手職員層を対象とした裁判所事務官等在外研究制度があり、毎年アメリカ、フランス又はドイツに研究員を送っており、平成七年度からは派遣人員を一名増やしました。また、中堅クラスの職員を対象とする制度として運用されてきた短期在外研究制度につき、平成八年度からは若手職員にも

四 民事執行・破産事件担当書記官研修

中央研修の機会を利用して、情報処理に関する基礎

研修科目は、民事執行・破産事件担当書記官研修

派遣の枠を広げて実施する予定です。

さらに、二週間欧米諸国に派遣する制度として司法事情研究を実施していますが、このうちの一部については、裁判所の特定の施策に関連した事項の視察、調査を目的としています。これらの派遣制度以外にも、総務庁主催の「東南アジア青年の船」等への参加による短期の外国派遣も行っています。

国際化が進み、司法の分野でも国際交流の場が増え、メディア、文書等による間接的な情報交換だけでなく、実際に裁判所を訪れる外国法曹の数も著しく増加しています。また、外国人が関係する刑事事件、民事事件等も増加しており、裁判所に持ち込まれる問題も、外国との関係を考慮しながら多様な局面から検討を必要とするものが増えてきています。それだけでなく、現在、我が国における裁判運営の改善が問題となっている事項についても、その検討に当たっては、外国の裁判制度の運営が参考になることが少なくありません。

このような状況の下で、多くの職員に外国の司法制度を実際に見聞し、グローバルな視野を身に付ける機会を持ってもらうことは、個々の派遣者のみならず、裁判所全体にとっても有意義なことであると思われれます。このような観点から、なお一層派遣制度の充実化のための努力を続けていきたいと考えています。

六 O A機器の活用

1 パソコン利用計画の長期的展望

清水企画調査部長 裁判官には一人一台パソコンが、各書記官室に一台の割合でレーザープリンタ付パソコンがそれぞれ配布されたと聞いておりますが、パソコン利用計画の長期的展望についてお聞きします。

服部第一課長 昨年度に、裁判官一人一台の割合で、書記官室には原則として各部に一台の割合で、パソコンを整備したところです。

これらのパソコンについては、当面は、組織全体の習熟を高めるとともに、その利用を定着させていくことが課題であると考えています。特に、ワープロ以外のデータベースや表計算ソフトについては、活用事例を収集して他へも紹介していく形をとるなど、組織全体に事務の効率化に役立つ利用方法を広げていき、パソコンの利用を普及させていくことが必要です。

パソコンについては、基本的には単体での利用を考えていますが、その一層の活用を図るために周辺機器を整備し、さらには情報の共用、蓄積、及び再利用の面における効率化の程度や費用効果等を考慮に入れた上で、ネットワーク的な利用の在り方を検討することも将来的な課題であると思われれます。

2 書記官室用パソコンソフトの活用

清水企画調査部長 書記官室のパソコン用として期日進行管理プログラムが配布されたと聞いておりますが、今後の計画、活用方法についてお聞きします。

服部第一課長 先般、書記官室のパソコン用として民事、刑事、家事及び少年事件用の期日進行管理プログラムを配布しましたが、これは、裁判官用パソコン等の実験部において作成したプログラムを参考にして、これを標準化する形で最高裁において作成したものです。配布の趣旨は、パソコンの活用によるオートマネージャーとしての書記官事務の充実を図ることにあります。このプログラムについては、データ移行の可能性を維持しながら、ユーザーである現場の書記官の改善要望やアイデアを取り入れて、更に改良を加えていく予定です。

このプログラムによる書記官室用パソコンの利用の形態としては、現段階においては職員のパソコンに対する習熟を高めることにあり、当面は、帳簿を併用させた上で部単位での期日管理を行っていただきたいと考えています。

なお、期日管理プログラム以外にも、書記官事務における一太郎、エクセル及びアクセスの活用方法を収集、検討し、提案していきたいと考えています。

3 書記官用ワープロの配布

清水企画調査官 次に、立会書記官に一人一台ずつワープロが配布されたとお聞きしておりますが、機種、キーボードの選択はできるのでしょうか、パソコンとの互換性、事務官への配布はどうかお聞きします。

服部第一課長 書記官用ワープロの配布については、昨年度、主として立会事務を担当している書記官に一人一台の配布割合となるように、書記官用ワープロの増配布を行ったところです。

書記官用ワープロの機種については、操作性及びデータ等の互換性を確保するため、富士通オアシス40APを標準機種としています。キーボードの選択については、各庁の実状に合わせてJISあるいは親指ソフトのキーボードを選択していただくこととなっています。

また、書記官室用パソコンにはワープロソフトとしてオアシススインを整備しているので、書記官用ワープロで作成した調書についても、オアシススインを利用して、フロッピーでそのまま書記官室用パソコンのレーザープリンタで印刷することができ、高速で大量な調書印刷も可能となっています。

主として立会事務を担当している書記官以外の書記官(特殊部や訟廷等の書記官)や事件部配置の事務官等へのワープロ配布については、昨年度

配布した書記官用ワープロや書記官室用パソコンの利用状況を見た上で、ワープロ配布の必要性、事務処理の在り方等を検討していくことになりました。

七 書記官事務に関する最近の動向

1 民事訴訟法の改正と書記官事務への影響

清水企画調査部長 民事訴訟法が改正されると、書記官事務の内容が変わってくると思いますが、書記官への指導等その対応策についてどのように考えておられるのかお伺いします。

志村審査官 今回の民事訴訟法(民事訴訟規則を含む)の改正を書記官の側面から見ると、①これまで書記官の行ってきた審理充実事務を法的に認知する、②裁判官が本来的な判断作用に集中できるように、必ずしも重要な判断作用を伴わず、かつ、実質的に書記官が行ってきた裁判事務を書記官権限とする、③書記官事務の合理化を図り、書記官の訴訟運営等への参画を容易にするなど、法律専門職たる書記官が、裁判官の右腕としての主体的かつ、積極的に訴訟運営に開与することのできる環境を整えるものにとらえることができま

す。民事訴訟法改正が間近に迫った今日、このような民事訴訟法改正の理念、目的を書記官自身がよく理解して、改正後、書記官事務を行う必要があるという認識を持つべきであると思われま



(志村審査官)

なお、今回の改正における書記官事務に関連する主な改正点は、さきに職員に配布した「民事訴訟法等の改正と書記官事務」に記載のとおりです。

総務局としては、これらの改正の趣旨を十分に理解していただき、新法施行時に混乱なく、スムーズに新法による処理手続が開始されるように、可能な限り情報提供を行うとともに、執務資料の整備等を行っていききたいと考えています。また、できる限り早期に事務処理の指針等を示すことができると、関係局とも調整を図って、関連する規程、通達及び通知等の新設と整備をする準備を行っていききたいと考えています。さらに、平成七年度の民事首席書記官協議会に引き続き、本年度も開催が予定されている民事首席・次席書記官協議会においても、民事訴訟法の改正に伴う書記官事務上の問題点等について協議を行うことが予定されておりますが、今後、これらの各種協議会、研究会等の場で現場から率直な意見を聴取して、今後の総務局の施策の推進の参考にするにと

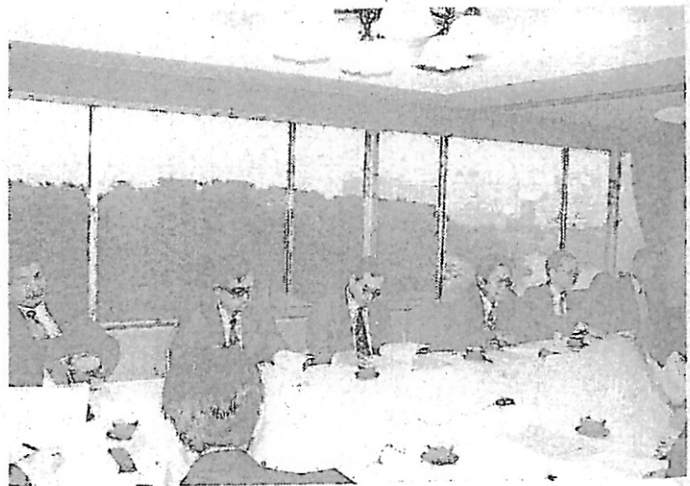
に、あらゆる機会をとらえて、民事訴訟法改正後の書記官事務の内容や役割等について説明、指導していきたいと考えています。

2 民事訴訟法の改正に伴う規則制定の動向及び通達等の改正の見直し

清水企画調査部長 少額事件の処理方法、調書書式等を含めどのような規則を、いつごろまでに制定しようとしておられるのか、また、法改正に伴う通達等の改正の見直しについてお伺いします。

志村審査官 民事訴訟規則の改正作業については、平成七年一月からの最高裁判所民事規則制定諮問委員会の幹事会での審議を経て、規則案の骨子が平成八年一月に作成されました。その後も、同幹事会において審議が続けられ、条文化に向けての改正作業が進められているところです。

また、民事訴訟法改正に伴う規程、通達、通知等の改正作業については、現在、見直し作業を進めています。今後、関係局との調整を図りながら、その見直し作業を進め、できるだけ早期に改正通達等を発出できるよう努力していきたいと考えています。調書関連通達をはじめとする通達等により、できるだけ早い機会に事務処理の指針を示すなどして、新法施行時に混乱を生じることなく、スムーズに新系統に移行できるよう万全の方策を講じていきたいと考えています。



(座談会会場風景)

3 刑事、家事及び少年の各書記官事務に関する動向

清水企画調査部長 次に刑事、家事、少年各書記官事務に関する最近の動きについてお伺いします。

志村審査官 刑事、家事、少年の各分野の書記官事務に関しても、参事官室の提言を受けて、書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化について検討していく必要があると考えています。

この関係では、まず、昨年度、書記官研修所に

おいて、三名の実務研究員により少年事件における書記官事務に関する実務研究が行われ、この度、その成果が報告書にまとめられました。ここには、少年事件を担当する書記官の事務全般について、単に実務の平均的な取扱いだけでなく、在るべき書記官の姿を念頭に置いた意見や提言が盛り込まれています。後ほど述べますように、これを訟廷執務資料として刊行することを予定していますので、少年事件を担当する書記官はもちろんのこと、民事、刑事、家事等を担当する書記官にも、是非一読してもらいたいと思います。

また、書記官研修所において、本年度は、「刑事手続における進行管理事務」及び「遺産分割事件における進行管理事務」をテーマとした二つの書記官実務研究が行われています。いずれのテーマについても、法律知識を利用して、事前準備や進行管理を的確に行っていく書記官の積極的な姿が具体化されるものと期待しています。

なお、家事の関係では、平成六年度に高裁ブロックで家事首席書記官協議会が開催され、遺産分割事件を中心とした家事事件における書記官の役割について各庁から積極的な意見が出されました。総務局では、本年三月に、この協議結果を中心として「家事調停事件における書記官の役割について」を取りまとめ、各庁に配布しましたので、執務の参考にしてもらいたいと思います。

また、このように、コートマネジャーとしての役割の拡大強化について検討していく一方で、民事及び刑事を中心として、供述録取事務の在り方についても見直しを行っていく必要があると考えられています。先ほど説明のあった逐語録に関する録音反訳方式もその見直し方法の一つですが、刑事に関して、さらに、争いのない自白事件等について、チェック方式による簡略調書を利用することや録音テープを調書に引用することなども考えられます。チェック方式による供述調書については、既に幾つかの庁において、外国人の出入国管理及び難民認定法違反(いわゆるオーバーステイ)事件に主として利用されていると聞いていますが、今後は、更にチェック方式による供述調書の利用の拡大や録音テープの引用についても検討していきたいと思えます。

4 不動産執行事件の激増とその対応策
清水企画調査部長 不動産執行事件が激増し、庁によっては内部努力だけでは処理しきれず、他庁からの応援態勢を執っているところもあります。が、今後の対応策についてお伺いします。

小池第二・第三課長 御承知のとおり、バブル崩壊による経済不況により、平成三年以降、大都市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が続いており、不動産執行事件について見ると、新受件数は、平成二年には約四万一千件であったも

のが平成七年には約六万四千件と一・五倍になり、未済件数も、平成二年には約五万九千件であったものが平成七年には約二万九千件と二倍強に上っています。

このような事件の増加に適切に対処し、迅速適正な処理を図るため、これまで、事務処理態勢及び事務処理手続の整備、充実を図り、OA化による事務の効率化を推進するとともに、事件の急増した庁に対しては必要な人的手当をできました。

ところで、こうした事件の増加に加え、今後、「住専」関連等の不良債権回収のための執行事件の急増が予想される状況になってきています。こうした状況において、裁判所における執行事件の処理が滞った場合には、裁判所全体の姿勢が問われることにもなりかねませんので、「住専」関連等の執行事件が急増した場合にも迅速適正に処理できる態勢を整えるための方策の一つとして、本年四月期には、東京地裁などの大都市部の裁判所における執行部門の処理態勢の充実強化を図るため、大幅な人員の手当を行いました。特に、事件の増加が著しく、未済事件が大幅に滞留している東京地裁民事第二一部については、各庁の協力も得て大幅な人的手当を行いました。

こうした人的手当に加え、民事執行事件の処理業務のうち、外部への委託が可能な業務を外部委

託し、執行事件の処理態勢を充実強化する方策も執っており、本年度は、大都市周辺部の繁忙支部においても業務委託を実施しています。

今後、事務処理態勢の整備やOA化による事務の効率化を図るとともに、急増が予想される「住専」関連等の事件にも適切に対処するため、今後の事件の動向には十分留意し、事件処理の実情等を踏まえて、人的手当による執務態勢の充実を含め、的確な対応策を図っていきたいと考えています。

八 総務局第三課の当面する施策等

1 執務資料の刊行及び通達の改正

清水企画調査部長 書記官事務に直接関係する執務資料の刊行計画及び通達の改正についてお話しただけることがあれば、お聞かせください。

志村審査官

(一) 執務資料の刊行予定

(1) 「押収物等取扱規程の解説(改訂版)」

昭和三五年に訟廷執務資料第二九号「押収物等取扱規程の解説」が刊行されてから既に三五年が経過しましたが、その間、多くの取扱いや見解の変更があり、さらに、平成七年には運用通達の全面改正が行われました。そこで、これらの改正等を踏まえて、本年度、「押収物等取扱規程の解説(改訂版)」を刊行することを予定しています。

受件数は、平成二年には約四万一千件であったも

業務のうち、外音への要請が百回以上あるものも

計上し、二、三、

(2) 「少年事件における書記官事務の研究」

これまで、民事、刑事及び家事の各分野について、書記官事務の手引書を刊行してきましたが、これに続いて、少年事件の書記官事務に関する手引書の刊行を求める声が強くなってきました。そこで、平成七年度に書記官研修所で行われた書記官実務研究「少年事件における書記官事務の研究」の報告書が好個の手引書になると考えられることから、本年度、これを訟廷執務資料として刊行することを予定しています。

(一) 通達の改正

ワープロ等を利用して調書等を作成する場合、けい線や不動文字が印刷されたロール紙の調書用紙等では、紙送りができないとか、けい線や不動文字にワープロ等の文字が掛かるとかの不都合が生じていました。これらの不都合を解消するため、調書用紙の紙質をロール紙から中性上質紙、いわゆる中性のコピー紙に変更するとともに、平成八年三月二十九日付最高裁総三第三二号事務総長通達「ワードプロセッサ等を利用して作成する調書等の様式について」を発売し、民事保全事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の調書や速記録については、通達でそれぞれ様式が定められていても、ワープロ等で作成する場合には便宜な様式によって作成することができるようになりました。ただ、民事保全事件書証目録、参考人等目録、

証拠等関係カードなどワープロ等の利用になじまないものについては、通達で定めた様式で作成することになります。

この通達が、民事事件の調書等の様式について触れていないのは、平成二年一月二〇日付最高裁総三第四〇号総務局長、民事局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」の記第一のただし書に、民事事件の弁論調書や供述調書をワープロ等で書き下し方式で作成して差し支えない旨の明文があるからです。

なお、書き下し調書等の作成に当たっては、平成八年三月二十九日付総務局長第三課長の書簡に添付されている「ワードプロセッサ等による便宜な調書様式の配字例」を参考にしてください。

2 裁判用能率器具等の配布状況

清水企画調査部長 次に、裁判用能率器具等の配布状況及び配布予定についてお伺いします。

志村審査官 平成七年度における裁判事務能率器具等の配布については、厳しい財政状況の下、緊急性、効率性の高い備品を優先して配布してきました。

手続案内システムについては、簡裁分について、浦和簡裁、神戸簡裁、広島簡裁、熊本簡裁、仙台簡裁及び高知簡裁に、家裁分について、東京家裁、横浜家裁、浦和家裁、福岡家裁及び熊本家裁に設置しました。

検証用ビデオカメラについては、利用実績が伸びており、配布の要望も高いことから、平成七年度は未配布の地裁本庁二二庁に配布し、高裁及び地裁の各本庁への整備を完了させました。大型の液晶画面が一体化しているビデオカメラを平成六年度に配布しましたが、このビデオカメラでは、複数の者が画面を確認しながら撮影できるとか、現場で再生して確認できるとか、ビデオカメラだけで再生できて調書作成が能率的であるとか、和解の席で容易に再生できるので便利であるなどという意見が寄せられており、平成七年度もこれと同じ同一の機種を配布することとしました。

ビデオ編集機やビデオプリンターの配布希望もあり、これらの機器の配布形態や利用方法についても検討をしていく予定にしております。

自動契印機については、事件の複雑化等により、判決の長文化に耐えられるようなものとの要望もあり、五〇枚程度の用紙が一度に契印できる強力な自動契印機の製造についてメーカーと打合せ中です。

録音機については、従来配布していた中型録音機の製造が中止されたところから、中型、小型の録音機の配布基準を見直し、録音機の使用形態に着眼し、主として法廷での供述等を録音する法廷用録音機と、書記官室で主として再生用として利用する書記官用録音機とに分けて、配布すること

とにしました。そして、法廷用録音機は、長時間連続録音のできるダブルデッキタイプのものとなりました。また、書記官用録音機は、音程を変えずに遅聞き、速聞きができるデジタル音程調整機能が装備されているもので、早口の証言等の聞き取りづらい部分を確認する際に、遅聞き機能を利用して音程を変えずにゆっくり再生して確認でき、また、早聞き機能を利用して通常の半分の時間でテープを聞き返すことができます。

平成七年度は、東京地裁に配布していた債権執行事件用透明ビニールホルダーを他の地裁にも配布しました。透明ビニールホルダーに事件記録を収納する方式を採用することにより、事件記録の所在の明確化、事件記録の取り出し作業の効率化及び記録編つへの効率化を図り、全国的に急増している債権執行事件に対応していただきたいと考えています。また、保管票のA判化に伴い、B判二穴のバインダーに代えてA判二穴のバインダーを相当数量配布しました。その他の消耗品の関係については、配布希望数量を参考にしながら、新受事件数等を基準に配布数量を決めて配布しました。今後もこのような基準で配布しようと考えています。厳しい財政状況下での効率的な能率器具等の配布に積極的に取り組みたいと考えていますので、特にビニール表紙や分界紙、ビニールホルダー等の消耗品については、破損の程度が少ない

ものを再利用するなど節約に努めてください。

3 裁判部事務室等用図書資料の整備

清水企画調査部長 裁判部事務室等用図書資料の整備状況と今後の計画についてお尋ねします。

小池第二・第三課長 これまで書記官室等の裁判部事務室の図書資料の整備は、十分と言いつても面が見られました。そこで、総務局では、資料室備付用図書資料の整備の一環として、書記官室、家裁調査官室等の裁判部の事務室に裁判関係の執務用図書資料を整備するための予算手当をすることとし、平成六年度から実行を開始しました。

整備費用額は、庁の規模等により異なりますが、各庁において小規模な支部及び簡裁への整備についての配慮がされています。また、この整備費用で備え置かれる図書については、書記官室等からの要望を踏まえ、資料課が整備計画を決めることとなっていますが、できるだけ職員の要望に沿った運用がされるよう配慮されています。

総務局としては、各庁における整備の状況等を十分に把握して、今後も裁判部事務室等用図書資料の充実及び運用の改善に努めていきたいと考えています。

清水企画調査部長 これをもちましてお聞きしたいことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

青野総務部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、飯島副会長からごあいさつを申し上げます。

飯島副会長 本日は、どうもお忙しい中、長時間にわたり、多くのテーマについて、大変有意義なお話を伺わせていただき、どうもありがとうございました。

この結果は、早速全国の会員に伝えるとともに、書協といたしましたも、今後の活動の上で、参考とさせていただきますので、今後ともどうぞよろしく御支援くださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

*

*

*

*